

平成28年度（5月） 第2回浜北区協議会 次第

日時：平成28年5月26日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 北館3階 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

ア 第10次浜松市交通安全計画策定に係るパブリックコメントの実施について **【資料1】**

イ 平成27年度浜北区地域力向上事業の事後評価について **【資料2】**

ウ 平成28年度浜北区地域力向上事業の提案について **【資料3】 ※当日配布**

(2) 報告事項

浜北コミュニティバスの運行改正について **【資料4】**

3 その他

(1) その他

(2) 次回の開催予定

4 閉 会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項																			
件 名	第10次浜松市交通安全計画策定に係るパブリックコメントの実施について																			
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○パブリックコメント実施について</p> <p>目 的：標記計画策定に当たり、パブリックコメント制度を利用し、広く市民の意見を聞き、計画に反映していく。</p> <p>実施期間：平成28年5月23日(月)～6月22日(水)まで</p> <p>○計画策定の背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、浜松市区域における陸上交通の安全に関する長期的な施策を総合的かつ計画的に推進するための長期的な施策の大綱として策定 ・交通安全対策基本法第26条第1項の規定及び国・県の計画に基づき昭和46年から5ヶ年毎に策定している。 <p>○第9次計画の目標及びH27の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標年</th> <th>目標値</th> <th>実績</th> <th>目標値との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者数</td> <td>平成27年末</td> <td>22人以下</td> <td>25人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>人身事故発生件数</td> <td>平成27年末</td> <td>8,300件以下</td> <td>8,697件</td> <td>△397件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・人身交通事故及び死者数については、第9次計画の最終年(平成27年)の目標には未到達ではあるが、政令指定都市移行後最も少ない件数であった。 ・高齢社会の進展に伴う、高齢者事故、高齢ドライバーによる事故が年々増加している。 						目標年	目標値	実績	目標値との差	死者数	平成27年末	22人以下	25人	3人	人身事故発生件数	平成27年末	8,300件以下	8,697件	△397件
	目標年	目標値	実績	目標値との差																
死者数	平成27年末	22人以下	25人	3人																
人身事故発生件数	平成27年末	8,300件以下	8,697件	△397件																
対象の区協議会	全区																			
内 容	<p>○計画の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市区域における陸上交通安全に関する長期的な施策の大綱 ・浜松市の区域における陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めて事故削減を目指していく。 <p>○計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、道路交通の安全、鉄道交通の安全 など5つの柱を設定 ・柱に対し「目標」「対策を考える視点」「講じようとする施策」を整理・設定 ・計画期間：平成28年度から平成32年度 ・計画最終年(H32年)の目標 人身交通事故件数6,000件以下 死者数：17人以下 																			
備 考 (答申・協議結果 を得たい時期、今 後の予定など)																				
担当課	道路企画課	担当者	交通安全担当課長 長坂芳達	電話	457-2232															

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第 10 次浜松市交通安全計画（案）（概要版）

浜松市交通安全計画は、交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき、昭和 46 年から 5 ヶ年毎に交通安全計画を策定し、交通安全に関する諸施策を進めてまいりました。今回の計画は第 10 次計画（平成 28 年度から平成 32 年度）となります。本計画は、国、県の交通安全計画に基づき、浜松市の区域における陸上交通の安全に関する長期的な施策を総合的かつ計画的に推進するため定めるものです。

第 9 次交通安全計画における道路交通事故の目標値・実績の推移

	目標年	目標値	実績	目標値との差
死者数	平成 27 年末	22 人以下	25 人	3 人
人身事故発生件数	平成 27 年末	8,300 件以下	8,697 件	△397 件

今回の計画は、第 10 次浜松市交通安全計画（平成 28 年度から平成 32 年度）となり、国・県の交通安全計画に基づき、浜松市の区域における陸上交通の安全に関する施策の大綱を定め事故削減を目指していくものです。

計 画 期 間

平成 28 年度から平成 32 年度まで

計画の基本理念と目標

－ 交通事故のない社会を目指して －

【基本理念】（1 頁）

- ◆ 人間尊重及び「おもいやり ありがとう」の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指す。
- ◆ 「人優先」の交通安全思想を基本とした、あらゆる施策を推進する。
- ◆ 人間、交通機関及び交通環境という交通社会を構成する三要素について、それら相互の関連を考慮しながら、可能な限り成果目標を設定した施策を市民の理解と協力の下、強力に推進する。
- ◆ 情報通信技術（ICT）を活用するとともに市民参加・協働型の交通安全運動を推進する。

【目 標】

[道路交通]（4 頁）	平成 32 年末 年間死者数	17 人以下
	人身事故件数	6,000 件以下
[鉄道交通]（56 頁）	乗客等の死者数	ゼロ
	運転事故件数の減少	を目指す
[踏切道]（62 頁）	踏切事故件数の減少	を目指す

道路交通事故の現状 (5頁)

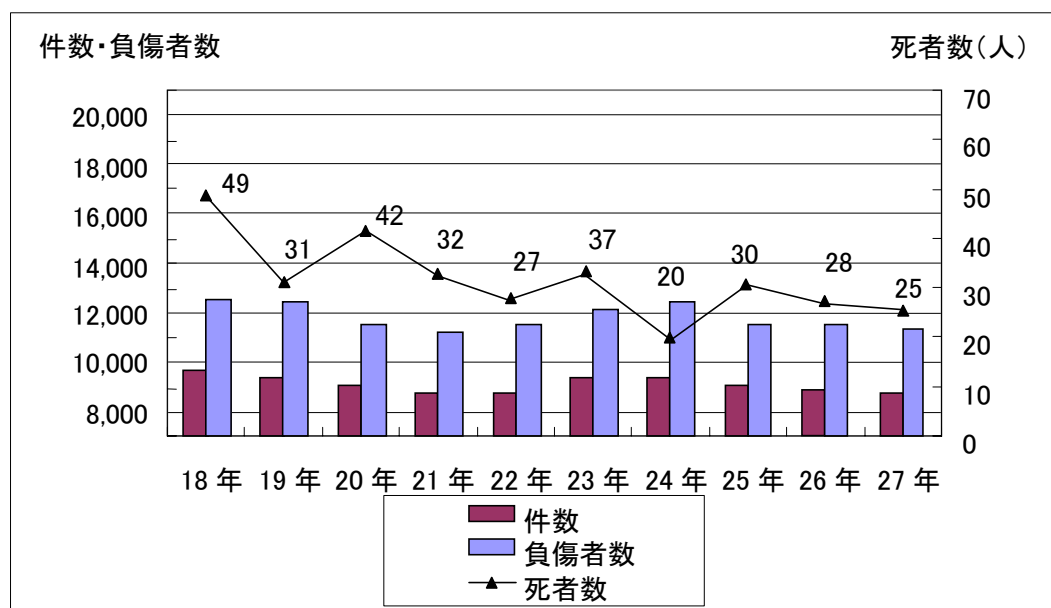
市内の交通事故情勢を見ると、死者数は平成4年頃までは50人から70人前後で推移し、平成24年には過去最低の20人を達成することができたが、平成25年に30人に増加し、その後は減少し転じ、平成27年は25人となった。

また、人身事故の発生件数は、昭和52年の4,221件を最低に以後増加傾向が続き、平成18年には9,936件と過去最多を記録した。その後、減少傾向に転じたが、平成22年に増加に転じ、その後平成23年から増加傾向を示していたが、平成25年から減少傾向に転じ、平成27年には8,697件となった。

(※数値は、いずれも現在の市域に相当する範囲におけるもの。)

道路交通事故による人身事故発生件数、死者数及び負傷者数の推移

年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
件数	9,936	9,553	9,176	8,969	9,050	9,424	9,412	9,039	8,915	8,697
負傷者数	12,665	12,348	11,756	11,466	11,768	12,077	12,302	11,626	11,574	11,330
死者数	49	31	42	32	27	37	20	30	28	25



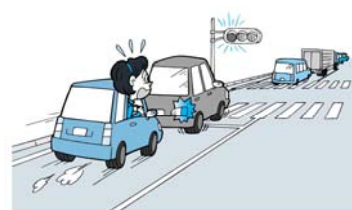
近年の交通事故の特徴

(1) 高齢者事故の増加

交通事故死者数のうち高齢者の割合が7割を超えている。

中でも、歩行者事故については、その8割を高齢者が占めている。

(2) 全事故のうち、約半数が交差点及び交差点付近で発生。



道路交通を取り巻く状況の展望

(6 頁)

少子高齢化が進行する中、高齢者人口の増加、中でも高齢運転者の増加は、道路交
通に大きな影響を与えるものと考えられる。

今後の道路交通安全対策を考える視点 (7 頁)

① 高齢者と子供の安全確保 (8 頁)

- ・高齢者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成が必要。
- ・子供の安全を確保する観点から、通学路等における歩道等歩行空間の整備を推進する。

② 歩行者と自転車の安全確保 (8 頁)

- ・人優先の考えの下、歩行者の安全確保を図る施策を推進する。
- ・自転車の走行空間の確保と交通安全教育等の充実を図る。

生活道路における安全確保 (9 頁)

- ・生活道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進する。
- ・幹線道路における、事故原因に即した効果の高い対策を推進する。

通勤時間帯における安全確保 (9 頁)

- ・心と時間にゆとりを持った通勤を心がけてもらえるようドライバー等への呼び掛けや、時差出勤への理解を深めるための啓発事業等の充実を図る。

道路交通の安全について講じようとする施策 (10 頁)

1 道路交通環境の整備 (10 頁)

- ・生活道路、通学路等における「人」の視点に立った安全対策を推進する。(10 頁)
 - ・通過交通の排除や車両速度の抑制等ゾーン対策を実施し子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の創出
 - ・通勤時間帯の安全確保を目指し、ドライバー等への啓発

2 交通安全思想の普及徹底 (24 頁)

- ・交通安全の確保は自らの課題と捉えられるよう、人間の成長過程に合わせ、「人優先」の交通安全思想を基本に、幼児から高齢者に至るまで、段階的かつ体系的な安全教育を推進し意識改革を促す。(24 頁)
 - ・児童～高齢者までをそれぞれ項目立てし、段階的な交通安全教育の推進
 - ・「おもいやり あいがとう」の理念の下、交通安全に関する普及啓発活動を展開
 - ・自発光式反射材用品等の普及促進

3 安全運転の確保 (33 頁)

- ・運転者教育等の充実や安全運転管理等を推進する。

4 車両の安全性の確保 (39 頁)

- ・被害軽減対策や予防安全対策の充実を図る。

5 道路交通秩序の維持 (42 頁)

- ・悪質性、危険性、迷惑性の高い違反の重点的取締りを推進する。

6 救助・救急活動の充実 (45 頁)

- ・救助・救急体制の整備・拡充、応急手当の普及等を推進する。
- ・交通事故等による負傷者の救命を図るため、市民に対し、心肺蘇生法や AED の使い方等の応急救護処置の知識の普及に努める。

7 被害者支援の充実と推進 (48 頁)

- ・交通事故被害者等に対する相談及び支援の充実を図る。
- ・交通遺児等福祉手当支給制度

8 研究開発および調査研究の充実 (50 頁)

- ・道路交通安全に関する研究開発の推進を図る。
- ・道路交通事故要因の総合的な調査研究の推進を図る。

第2章 鉄道交通の安全

(54 頁)

鉄道事故の状況

(55 頁)

全国的には鉄道事故は減少傾向にあるが、ひとたび発生すると被害が甚大となり、利用者の利便に重大な支障をもたらす。

今後の鉄道交通安全対策を考える視点

(55 頁)

- | |
|------------------|
| ① 重大な列車事故の未然防止 |
| ② 利用者等の関係する事故の防止 |

鉄道交通の安全について講じようとする施策

(56 頁)

1 鉄道交通環境の整備 (56 頁)

- ・鉄道施設の維持管理等の徹底、運転保安設備の整備等の強化を促進する。

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 (57 頁)

- ・学校、沿線住民等を対象とした広報活動を推進する。

3 鉄道の安全な運行の確保 (57 頁)

- ・鉄道事業者に対する保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況等について適切な指導を行うとともに、フォローアップを実施する。
- ・乗務員等の資質向上を図るとともに、列車の運行管理体制の充実等を図る。

4 鉄道車両の安全性の確保 (58 頁)

- ・適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

5 救助・救急活動の充実 (58 頁)

- ・事故発生時における、消防機関等との協力活動体制の強化を図る。

6 被害者等支援の推進 (58 頁)

- ・警察、医療機関等と連携を図り、被害者等の心情に配慮した対策を推進する。

7 鉄道事故等の原因究明と再発防止 (58 頁)

- ・原因究明を迅速かつ的確に行い、再発防止を図る。

8 研究開発及び調査研究の充実 (59 頁)

- ・施設、車両、運転等に関する新技術の評価とその効果予測に関する研究等の実施。

第3章 踏切道における交通の安全

(60 頁)

踏切事故の状況

(61 頁)

全国の踏切事故は長期的には減少傾向にあるが、依然として鉄道運転事故の約3割を占めている。

今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

(62 頁)

それぞれの踏切の状況等を勘案した、より効果的な対策を推進する。

踏切道の安全について講じようとする施策

(62 頁)

- 1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進 (62 頁)**
 - ・ 主要な道路との立体交差化による踏切道の除却等を推進する。
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 (62 頁)**
 - ・ 踏切遮断機等の整備や、道路交通量を考慮した交通規制を実施する。
- 3 踏切道の統廃合の促進 (63 頁)**
 - ・ 踏切道の立体化等に併せ、近隣踏切道の統廃合を促進する。
- 4 その他踏切の交通の安全と円滑化を図るための措置 (63 頁)**
 - ・ 踏切関連施設の研究開発や、踏切通行車両等への事故防止啓発を図る。

第4章 大規模地震に備えての交通の安全

(64 頁)

想定される事態と初動措置

(64 頁)

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時の対策を検討する。

講じようとする施策

(66 頁)

- 1 緊急交通路等の確保 (66 頁)**
 - ・ 災害発生時における迅速な交通規制や、交通情報板等の装置の整備を図る。
- 2 警戒宣言発令時及び地震発生時における自動車運転者の執る措置の周知徹底 (66 頁)**
 - ・ 交通混乱を防止するため、自動車運転者の執るべき措置の周知を図る。
- 3 信号用電源付加装置及び移動式交通情報車等の整備 (66 頁)**
 - ・ 停電に備えた装置や、適正な広報を行う施設の整備を図る。
- 4 その他の交通安全対策 (67 頁)**
 - ・ 緊急輸送路上に存在する橋梁等に対し、橋脚の補強等を推進する。

第9号様式

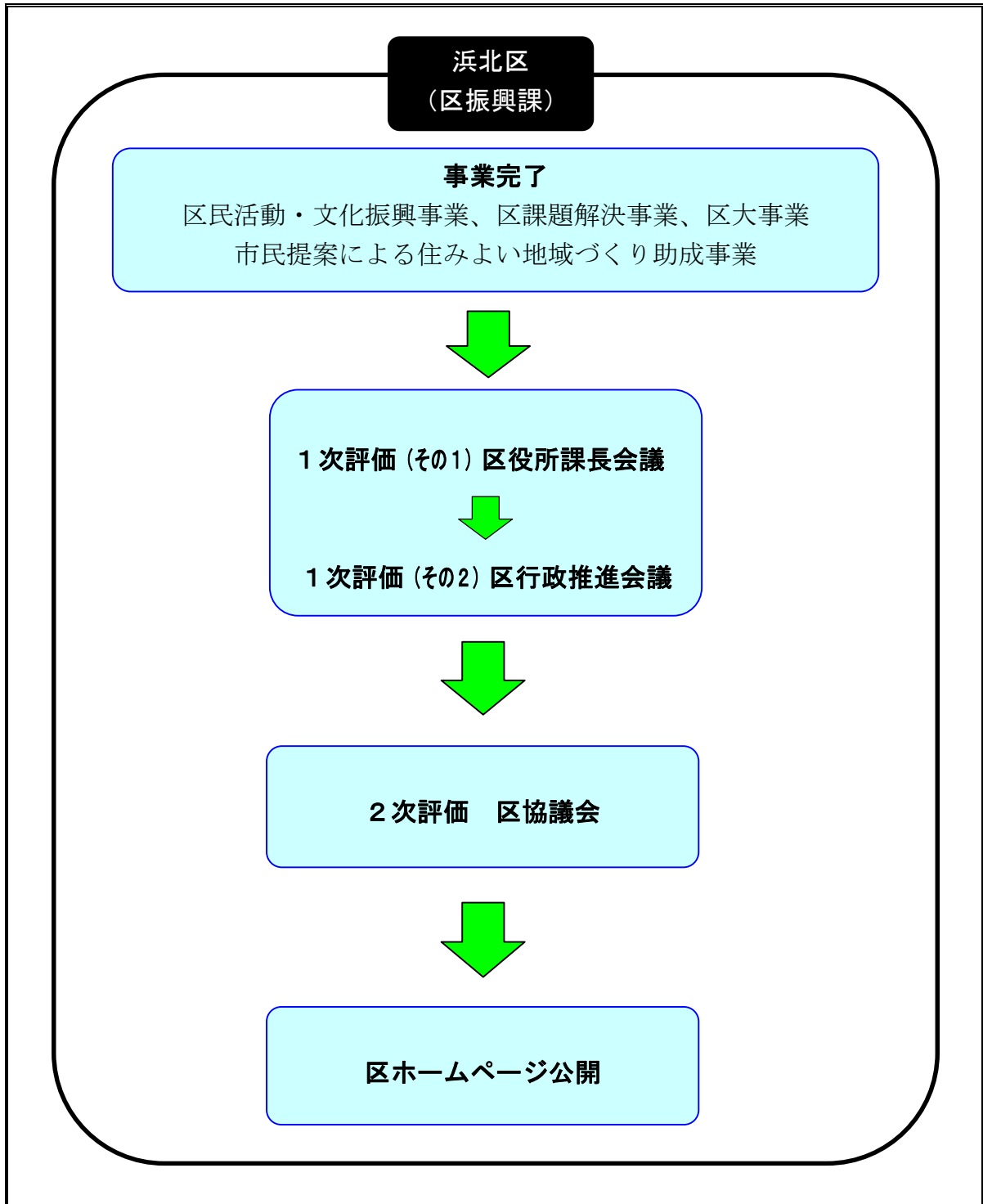
区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成27年度浜北区地域力向上事業の事後評価について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【趣旨】 地域力向上事業実施要綱第10条に基づき、浜北区役所で平成27年度に実施した地域力向上事業（3月時点で未完了だった分）について、浜北区協議会で評価を行う。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>地域力向上事業実施要綱 (事後評価) 第10条 市長は、実施した地域力向上事業が終了したときは、区行政推進会議及び区協議会で評価を行う。</p> </div>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>平成27年度に実施した地域力向上事業のうち、3月時点で未完了だった事業は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成事業 3件 <p>※詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	事業実施内容、評価結果等はホームページで公表する。				
担当課	浜北区・区振興課	担当者	足立 裕宣	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

参考資料

地域力向上事業 平成 27 年度事業の事後評価について

★事業評価フロー図（浜北区役所版）



地域力向上事業の評価基準について

■区民活動・文化振興事業、区課題解決事業、区大事業の評価基準

以下の各評価項目により行うとともに、それらを踏まえ総合評価するものとする。

評価項目		評価及び判断基準			
区実施の妥当性	評価 ポイント	A 高い 3	B やや高い 2	C やや低い 1	D 低い 0
	判断 基準	・区の事業として実施することの妥当性はあったか。			
事業の効果	評価 ポイント	A 非常に有効 3	B やや有効 2	C あまり有効でない 1	D 有効でない 0
	判断 基準	・区の課題解決がされたか。 ・区民サービスの向上がされたか。			
経済性（費用対効果）	評価 ポイント	A 非常に有効 3	B やや有効 2	C あまり有効でない 1	D 有効でない 0
	判断 基準	・事業費に見合う効果が見られたか。 ・市民が理解できる事業費であったか。			

総合評価	合計ポイント	9~5	4~2	1~0
	評価	有効	見直し	廃止

■助成事業の評価のポイント

助成事業の評価は、以下の各評価項目により行うとともに、それらを踏まえ総合評価するものとする。

別表2（第10条関係）

項目	ランク		
	A	B	C
1) 浜北区らしさ	高い	普通	低い
2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
4) 費用対効果	高い	普通	低い

平成27年度地域力向上事業 事後評価
★助成事業

番号	事業名	提案者	目的	事業内容	総事業費 (単位:千円)	市執行額 (単位:千円)	事後評価				評価コメント
							評価項目				
							浜北区らしさ	事業目的の達成度	財政支援の必要性	費用対効果	
5	なゆた・浜北 ジャズ路上コンサート 1回目	浜北活性化倶楽部 代表 松下大作	「音楽のまち・浜松」を浜北区にも浸透させるため、副都心の中心である、なゆた浜北駅前広場で屋外のミニコンサートを定期的に行う。	なゆた・浜北駅前広場でジャズの生演奏等を開催 開催日：平成27年8月29日(土)～平成28年3月31日(木) 場所：なゆた・浜北駅前広場 参加者数：80人	715	340	A	A	B	B	定期的なコンサートの開催が、「音楽のまち・浜松」を浸透させる契機となった。さらに同時に浜北区の風景映像を流したことで浜北区らしさもうかがえた。 また、演奏に参加を希望する方も多く来場者とのコミュニケーションがはかられたことから、補助事業としての効果があったと評価できる。
6	ドラゴンパーティ ～飛竜迷路の大冒険～ 1回目	浜北商工会青年部 部長 永井 慎也	遠州はまきた飛竜まつりで使用する飛竜の頭部を展示し、子供を対象にした迷路、体験ブースを設けて、飛竜の認知度を上げ、毎年5月下旬に開催される浜北の一大イベント、遠州はまきた飛竜まつりの一層の誘客を目指す。	遠州はまきた飛竜まつりで使用する飛竜の頭部を展示し、子供を対象にした迷路、体験ブース等を設けたイベントの開催 開催日：平成28年3月6日(日) 場所：プレ葉ウォーク浜北駐車場 参加者数：300人	267	133	A	A	A	B	飛竜まつりで使用する飛竜頭部の展示や段ボール迷路などのイベントを通じて、広く「遠州はまきた飛竜まつり」の周知につなげるという目的は達成できた。 また、途中で雨が降り出したにも関わらず多くの来場者があったことから、補助事業としての効果があったと評価できる。
7	岩水寺さくらの里ライトアップ さくらの里まつり事業 リニューアル 2回目	赤佐発展会 会長 平野博明	かつては桜の名所として知られた岩水寺周辺地域に、桜の名所としてのにぎわいを取り戻すため、桜の季節に合わせたイベントを開催。北部地域のにぎわい創出と活性化を図る。	岩水寺の桜をPRするため、夜桜ライトアップや、さくらの里まつりを開催 【夜桜ライトアップ】 開催日：平成28年3月20日(日)～26日(土) 開催場所：岩水寺さくらの里 参加者数：80人 【さくらの里まつり】 開催日：平成28年3月27日(日) 開催場所：岩水寺さくらの里 参加者数：600人	1,121	440	A	A	B	A	夜桜ライトアップ、さくらの里まつりの開催を通じて、広く「岩水寺の桜」を普及するという目的は達成できた。また、桜の開花が遅れたものの、多くの来場者があったことから、補助事業としての効果があったと評価できる。

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成28年度浜北区地域力向上事業の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【趣旨】 地域力向上事業実施要綱第8条に基づき、浜北区役所に提案された地域力向上事業・助成事業の採択に当たって、浜北区協議会に意見を求める。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>地域力向上事業実施要綱 (実施予定事業の決定)</p> <p>第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。</p> </div>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>平成28年度の地域力向上事業・助成事業は、平成28年1月から募集を開始した(4月から二次募集中)。今回は5月に提出された提案について、区行政推進会議で審議したものを提出する。</p> <p>提案 2件 採用 2件 不採用 0件</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	市長は、浜北区協議会の意見を踏まえて、地域力向上事業・助成事業を決定する。				
担当課	浜北区・区振興課	担当者	足立 裕宣	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成28年度地域力向上事業提案内容

(単位:円)

■助成事業

予算額	既申請額	今回補助額	残額
3,700,000	510,000	757,000	2,433,000

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容	概算事業費(円)	予算内容(金額:円)	補助金額(希望額)(円)	継続事業	行政推進会議検討結果	
3	なゆた浜北イルミネーション (1回目)	なゆた浜北イルミネーション実行委員会	浜北駅前を彩る冬の風物詩として定着したイルミネーションの灯を消さないように「なゆた浜北テナント会」と浜北商工会で連携し浜北区民の心の憩の広場になるように「なゆた浜北」を中心とした冬の浜北駅周辺の活性化につなげる事を目的とする。	内容 期間中、毎日17:00~22:00の時間帯で約45,000球のイルミネーションを点灯し市民に憩の場を提供する。 点灯日(11/12)には浜松市文化振興財団主催の「まちなかコンサート」を誘致し同時にイルミネーション点灯式を行う。 イルミネーション期間中には様々な諸団体にイベントを誘致し盛り上げていく。	1,424,400	主なものは次のとおり ・イルミネーション設置・撤去委託費(1,274,400円) ・修繕費、電気料(150,000円)	712,000	-	【採用(実施予定事業候補)】 ・浜北駅前から浜北区が活性化されることを期待する。 ・長く続いてきた行事でマンネリ感があるので、イルミネーションの点灯に合わせたイベントに工夫して新鮮さを出してほしい。 ・冬の浜北駅周辺の活性化には効果がある事業であると思う。より多くの市民に知ってもらい、そして「なゆた浜北」へ足を運んでもらえるよう、さらに関係諸団体との連携を強化してほしい。 ・多様な広告媒体を通して、区内はもとより、区外からもより多くの人に訪れてもらえるよう、より効果的な宣伝活動を展開し、浜北駅周辺の活性化に繋げてほしい。	
				時期 平成28年11月12日(土)~平成29年1月15日(日)						・補助金(712,000円) ・協賛金(712,400円)
				場所 なゆた・浜北						担当課:まちづくり推進課
4	浜松市浜北医師会少子化対策委員会 市民公開講座 (1回目)	一般社団法人浜松市浜北医師会	少子化と児童貧困について講演及び少子化対策に係る浜松市で活用できる制度について紹介する。相談窓口を設置して、浜北区を中心に就学する児童を持つ保護者に対し、少子化の問題に理解を深めてもらい浜松市が実施する少子化対策の制度を理解・活用してもらう。	内容 浜北区を中心に就学する児童を持つ保護者に対する、少子化対策等に関する講演会・説明会 【講演会】 「少子化対策と児童貧困について(仮)」 講師:メンタルクリニックダダ 院長 大嶋正浩 【説明会】 「浜松市少子化対策制度について(仮)」 浜松市こども家庭部子育て支援課 等	90,325	主なものは次のとおり ・チラシ印刷代(30,000円) ・アルバイト賃金(23,490円) ・郵便料(15,869円) ・講師謝礼(5,000円)	45,000	-	【採用(実施予定事業候補)】 ・積極的なPRにより多くの区民の参加を促してほしい。 ・今日的なテーマであり、行政とタイアップすることでより効果が期待できる。 ・少子化及び児童の貧困については、浜松市にとっても直面する大きな課題であり、より多くの方にご参加いただき、提案事業を通して浜松市における少子化対策の制度の活用促進が図られることを期待する。	
				時期 平成28年7月9日(土)						・補助金(45,000円) ・自己資金(45,325円)
				場所 浜北文化センター						担当課:健康づくり課

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜北コミュニティバスの運行改正について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【経緯】 平成15年4月から、交通空白地域における交通手段を確保するため運行してきた浜北コミュニティバスは、地域の要望等により、見直しを行なってきた。</p> <p>平成22年5月に制定された浜松市総合交通計画の中で、地域バスの維持基準に基づき、効率的な運行を図るため改善運行を重ね、平成27年10月に見直しを行い、2年間の試行運転中である。</p> <p>【現状】 平成27年10月から平成28年3月までの半年間の利用状況は、利用者数1,560人、1日当たり乗車人数10.3人、収支率14.59%（広告収入含む）</p> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市総合交通計画に示された維持基準（収支率2割）の確保 ・ 地域のニーズを反映して持続性のある公共交通にするため2年毎に運行を改善する。（次期改善：平成29年10月） 				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>区役所移転に伴う運行内容の改正。 （現バス停「浜北区役所」の廃止）</p> <p>別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	改正運行 平成28年10月1日から				
担当課	浜北区 まちづくり推進課	担当者	渡邊 秀明	電話	585-1115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜北コミュニティバス路線図 平成28年10月1日～ 区役所移転に伴う運行改正 (案)

改正内容

平成28年10月に浜北区役所が移転するのに伴い、現在、設置しているバス停「浜北区役所」を廃止する。

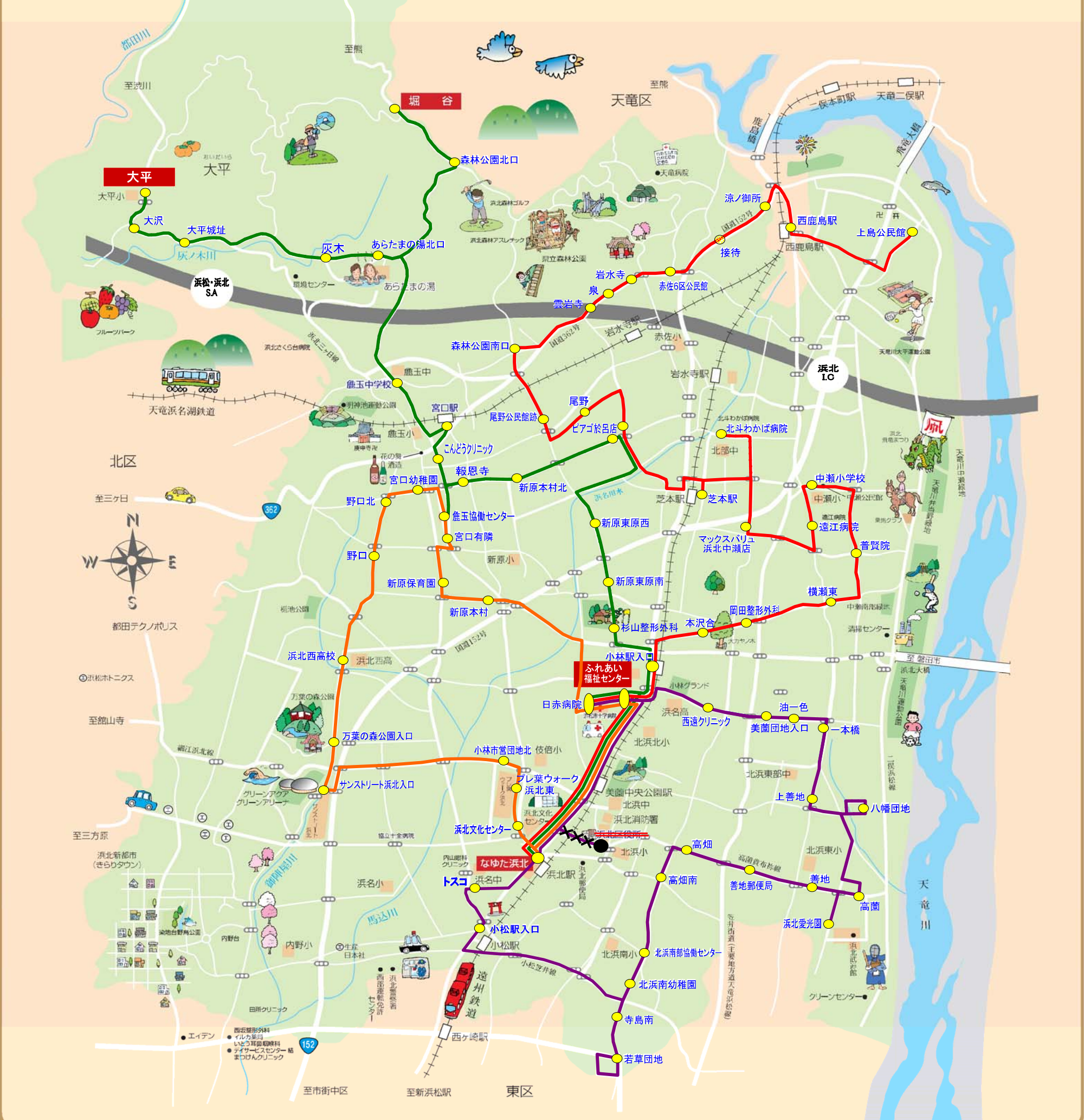
備考:

- ・大平堀谷線、赤佐中瀬線…最低保障運行(週2日 1日2往復)
- ・北浜麓玉線(東コース・西コース)…継続運行(週2日 1日4循環)

路線名		運行日
大平堀谷線		火・金
北浜麓玉線		月・木
(東コース・西コース)		月・木
赤佐中瀬線		水・土

週2日 1日 2往復・4循環

- 廃止バス停
- × × 退出路線



北浜麓玉線(循環) 東コース 月・木 運行

平成28年10月1日改正

なゆた浜北 ~ 日赤病院 ~ ふれあい福祉センター ~ 八幡団地
 ~ 高蘭 ~ 若草団地 ~ トスコ ~ なゆた浜北

北浜麓玉線(東コース) (順廻り)		所要 時間	1便	5便
1	なゆた浜北		8:10	13:00
	浜北区役所 廃止			
2	日赤病院	11	8:21	13:11
3	ふれあい福祉センター	2	8:23	13:13
4	西遠クリニック	3	8:26	13:16
5	美蘭団地入口	2	8:28	13:18
6	油一色	1	8:29	13:19
7	一本橋	1	8:30	13:20
8	上善地	4	8:34	13:24
9	八幡団地	3	8:37	13:27
10	高蘭	4	8:41	13:31
11	愛光園	1	8:42	13:32
12	善地	1	8:43	13:33
13	善地郵便局	1	8:44	13:34
14	高畑	2	8:46	13:36
15	高畑南	1	8:47	13:37
16	北浜南部協働センター	1	8:48	13:38
17	北浜南幼稚園	1	8:49	13:39
18	寺島南	1	8:50	13:40
19	若草団地	2	8:52	13:42
20	小松駅入口	7	8:59	13:49
21	トスコ	2	9:01	13:51
22	なゆた浜北	6	9:07	13:57

所要時間 57分

北浜麓玉線(東コース) (逆廻り)		所要 時間	3便	7便
1	なゆた浜北		10:20	15:10
2	トスコ	4	10:24	15:14
3	小松駅入口	4	10:28	15:18
4	若草団地	6	10:34	15:24
5	寺島南	2	10:36	15:26
6	北浜南幼稚園	2	10:38	15:28
7	北浜南部協働センター	1	10:39	15:29
8	高畑南	1	10:40	15:30
9	高畑	1	10:41	15:31
10	善地郵便局	1	10:42	15:32
11	善地	2	10:44	15:34
12	愛光園	1	10:45	15:35
13	高蘭	1	10:46	15:36
14	八幡団地	4	10:50	15:40
15	上善地	3	10:53	15:43
16	一本橋	3	10:56	15:46
17	油一色	1	10:57	15:47
18	美蘭団地入口	1	10:58	15:48
19	西遠クリニック	1	10:59	15:49
20	ふれあい福祉センター	4	11:03	15:53
21	日赤病院	2	11:05	15:55
	浜北区役所 廃止			
22	なゆた浜北	12	11:17	16:07

所要時間 57分